

早明浦ダム湖面利用規則

(目的)

第1条 特定非営利法人さめうらプロジェクト（以下、「この法人」という。）は、早明浦ダム湖面の有効利用及び環境保全並びに安全利用等を推進するにあたり、さめうら湖協議会において策定されたさめうら湖利用計画に基づき、早明浦ダム湖面利用規則（以下、「利用規則」という。）を以下のとおり定める。

よって、この法人の会員並びにこの法人が実施する事業に参加する者は、早明浦ダム湖の利用に関してこの利用規則を遵守しなければならない。

(基本方針)

第2条 早明浦ダム湖進入路を使用し、早明浦ダム湖面を利用する場合（以下「湖面利用」という。）の基本方針を以下のとおり定める。

(1) ダム機能保全

湖面利用によりダムの運用に支障をきたすこと、管理設備や湖岸に損傷を与えること、または、構造物の設置により貯水池容量の減少や疎通能力の阻害など本来ダムが持つべき機能を低下させることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 環境保全

湖面利用により、貯水池水質、景観の阻害及び利用にあたって排出した廃棄物等の発生などダム湖及び周辺の環境悪化を招かないよう必要な措置を講ずるものとする。

(3) 安全利用

湖面利用により、考え得るすべての事故防止に必要な措置を講じるほか、不慮の事故等に備え損害保険に加入するよう指導するものとする。

(4) 地域貢献

早明浦ダム湖面周辺地域及び吉野川流域との交流を促進し、地域貢献活動を通して公益の増進に寄与する活動を行う。

(湖面利用者および船舶の範囲と登録)

第3条 湖面利用者及び利用船舶について、以下のとおりとする。

なお、この対象範囲は、船舶等により湖面を利用する者または船舶であり、船舶及びその所有者並びに同船者も対象となるが、さめうら湖協議会が認める者および船舶、並びに、湖岸からの利用については適用されない。

(1) 湖面利用者の範囲

この法人における湖面利用者の範囲は、この法人の「会員規約」に定めのある者のほか、この法人が実施する事業に参加する者、又は、この法人の理事長が認める者とする。

(2) 湖面利用船舶の範囲

早明浦ダム湖進入路を使用し、ダム湖面を利用する全ての船舶については、別に定める「船舶登録規程」に基づき、この法人に登録しなければならない。

なお、登録が必要な利用方法は以下のとおりとする。

- ①エンジン付きボート（バッテリー駆動含む）
- ②水上バイク類
- ③トーイングボート類（ウェイクボード等）
- ④①～③以外でこの法人が必要と認めた船舶（カヌー等）

(湖面利用時間)

第4条 湖面利用とは、門扉から湖面への進入路利用を含むこととし、湖面利用時間帯（門扉の開閉時刻）は原則として以下のとおりとする。

- (1) 3月1日から4月30日まで 午前6時30分から午後6時00分まで

- (2) 5月1日から9月30日まで 午前6時00分から午後6時30分まで
(3) 10月1日から2月28日まで 午前7時00分から午後5時30分まで

(流入量規制)

第5条 出水時の湖面利用は危険であるため、早明浦ダム流入量が原則 $300\text{ m}^3/\text{s}$ 以上の場合には、利用を禁止する。

なお、早明浦ダム河川情報については、以下に示す方法で入手可能である。

| | |
|-----------|---|
| 電話応答（自動） | 0883-72-5711 |
| インターネットHP | http://cn05.awakeda.net/~ike-sou/ |
| 携帯電話専用HP | http://cn05.awakeda.net/~ike-sou/imode/index.html |

(遊泳とキャンプの禁止)

第6条 原則として、遊泳及び河川区域内でのキャンプを禁止する。

(ダム湖進入路の利用)

第7条 利用可能なダム湖進入路は、原則として別図1に示す2箇所とし、基本的には土佐町スロープを利用することとする。その利用方法は以下のとおりとする。

- (1) 大川村進入路：大川村スロープを利用したい場合は、事前にこの法人に利用方法等を届出て、この法人の理事長及び大川村役場の承認を得なければならない。
(2) 土佐町進入路：第3条において認められた湖面利用者に対し、この法人の理事長が門扉の解錠方法を通知することとする。

なお、第3条に定める湖面利用者以外の者にこの解錠番号を教えてはならない。

- 2 ダム湖進入路の門扉施錠方法は以下のとおりとする。

- (1) 進入車両が1台の場合

進入時に開け、ボート揚降尾退出時に閉めて施錠することとする。

- (2) 進入車両複数台が門扉の前で連なっている場合

先頭車両進入時に開錠し、最後尾車両がボート揚降の退出時に閉めて施錠することとする。

(湖面利用エリアと艇数制限)

第8条 河川管理施設の操作等に支障となること、また、危険防止の観点から、原則として次の水域を通航禁止区域及び遊漁禁止区域とする。

- (1) 通航禁止区域 ダム堰堤から網場の範囲
(2) 遊漁禁止区域 ダム堰堤から網場の範囲

- 2 事故防止、利用者間等とのトラブルを未然に防ぐ観点から、利用種別に応じて別図1のとおり利用エリアを定めるとともに、スポーツエリアにおける利用艇数を制限する。

- 3 各使用エリア内であっても弱者に対する配慮を行うこととする。

(スポーツエリア使用方法)

第9条 スポーツエリアにおいて一度に湖面を利用できる実働台数は、以下のとおりとする。

- (1) ウエイクボード・水上スキー等のトeingを行いう利用 1艇
(2) 水上バイク類 5艇

- 2 スポーツエリアを使用する場合は、事前にこの法人の事務局へ連絡し、利用状況の確認を行い予約することとする。

(車両等の駐車)

第10条 別図2に示す範囲内の車両等の駐車を禁止する。

(航行速度規制と併走の禁止)

第11条 航行速度については、別図1に定めるとおりとする。ただし巡視活動及び安全対策

上の緊急時においては、この条に定める項目は適用されない。

- 2 出航又は帰着のための進入路付近を航行している船舶等を確認したときは、航行速度を減速し、これに協力するものとする。
- 3 航行中においては他の船舶等との併走を禁止する。

(ライフジャケットの着用)

第12条 湖面利用時は、必ずライフジャケット類を着用することとする。

(環境保護及び水質保護)

第13条 水上での給油等水質に悪影響を与える可能性のある行為を禁止する。なお、事故処理に関する費用については河川法67条により、原因者負担とする。

- 2 ゴミの持ち帰りを徹底する。
- 3 ダム湖や貯水池周辺を利用した各種イベント等に積極的に参加協力し、環境保全に関する啓発を行う。

(迷惑行為の禁止)

第14条 貯水池周辺集落の居住環境の保全に配慮し、貯水池並びにその周辺での騒音等迷惑行為を禁止する。

(事故等への対応)

第15条 湖面利用において発生したすべての事故については自己責任とする。万一事故が発生した場合、河川法、海上衝突予防法、水難救助法、及び高知県条例等を準拠し処理することとする。

- 2 貯水池周辺において各種事故が発生・発見した場合は速やかに別紙-1のとおり連絡することとする。

(外来生物への対応)

第16条 早明浦ダム湖において特定外来生物に指定されている生物を捕獲した場合、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、早明浦ダム湖外への持ち出しを禁止する。

(大会及びイベント等の開催)

第17条 大会等の開催により湖面を使用したい場合は、別表1の様式11にてこの法人に届出し、理事長の了解を得た後、事務局がダム管理者ほか関係機関に必要な申請及び連絡等を行うこととする。

なお、ここに定める大会及びイベント等とは、原則として6艇以上の参加があり、一時的にダム湖進入路の一部を占用する場合をいう。

- 2 各種調整や関係機関への手続き等にかかる諸費用は別表2のとおりとし、大会開催後1週間までに納入することとする。
- 3 大会等開催時には、他の湖面利用者や一般通行者等に配慮し、看板の設置やホームページ等を活用するなど、周知のために必要な処置を講ずることとする。
- 4 大会等開催時には湖面利用規則の周知徹底をはかり、別に定める「早明浦ダム湖面における大会等開催マニュアル」に添って安全に留意し行うこととする。
- 5 大会等終了後には清掃するよう心掛けることとする。

(取材の調整)

第18条 ダム管理者が承認する公益的団体における取材以外の場合は、別表1の様式13にてこの法人に届出し、理事長の了解を得た後、事務局がダム管理者ほか関係機関に必要な申請及び調整等を行うこととする。

- 2 取材に関わる人及び船舶は、原則として登録しなければならない。
- 3 取材者は、利用規則並びに関係法令を遵守しなければならない。
- 4 ここに定めのない事項についてダム管理者から指示があった場合は、取材者はこれを遵守しなければならない。

(地域交流)

第19条 早明浦ダム湖を管理保全する機関や自治体及び地域住民等に感謝し、地域との相互理解のもと円滑に湖面利用を行えるよう、地域貢献活動や地域交流事業に積極的に参加協力することとする。

(規則の遵守及び罰則)

第20条 以上の規則に従い、安全快適な湖面利用を心掛けることとする。また、この規則に定めるもののか、必要な事項については、この法人の理事長がさめうら湖協議会の承認を得た上で別に定めることができることとする。

2 この規則に2回以上の違反を認めた場合、もしくは、この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたことを確認した場合は、この法人の理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

この規則は、平成18年3月9日から施行する。

この規則は、平成23年1月17日から施行する。

この規則は、平成24年5月11日から施行する。

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

この規則は、令和2年7月2日から施行する。

この規則は、令和4年7月7日から施行する。